

## 職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業 に対する認証書交付式を開催しました

本年10月に改定した「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度について、新制度最初の認証企業に対する認証書交付式を、10月7日（木）に長野市芸術館で開催しました。

※「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度とは・・・

誰もがその能力を十分発揮しながら、生き生きと働くことができる職場環境づくりを推進し、実践している「一歩進んだ」企業を長野県が認証する制度です。

認証企業は ・ 県ホームページ等で広く公表

・ 県主催インターンシップフェア等への優先参加 等の優遇措置を利用できます。

### ○認証書交付式の様子



### ○10月1日付け認証企業数：110社



・ ワークライフバランスコース：101社  
[さまざまなライフスタイル、ニーズに合わせた働き方のできる企業を認証]



・ ダイバーシティコース：25社  
[多様な人材を活かしイノベーションを生み出している企業を認証]



・ ネクストジェネレーションコース：61社  
[若者や就職氷河期世代の育成に積極的に取り組む企業を認証]



・ アドバンスプラス：22社  
[3つのコースすべて認証になった企業を認証（上位認証）]

申請は随時受け付けています。

企業のイメージアップと人材の確保・定着に、是非認証制度をご活用ください。

認証のお手続きや制度等のアドバイスなど「職場環境改善アドバイザー」をご利用ください（無料）  
イーキュア株式会社（令和3年度職場環境改善促進事業受託者） TEL：0120-640-234

## 令和3年年末一時金要求・妥結状況

労働雇用課では、県内の民間労働組合を対象に「年末一時金要求・妥結状況調査」を実施しております。令和3年11月20日現在でまとめた調査結果（第1報）の概要は、次のとおりです。

調査対象420組合のうち111組合から県に一時金要求の報告があり、その全てから妥結の報告がありました。

平均要求額は、2.34か月分の606,536円となり、前年同期（令和2年11月20日現在）と比べ金額では11,505円増加し、月数では0.03か月上回りました。

平均妥結額は、2.01か月分の518,332円となり、前年同期（令和2年11月20日現在）と比べ金額では12,670円増加し、月数では0.05か月上回りました。

また、企業規模別の状況を見ると、従業員300人未満規模の平均妥結額は429,134円（月数1.78か月）、300～999人規模は595,702円（2.21か月）、1,000人以上規模は620,621円（2.21か月）となりました。

区 分	要 求					妥 結			
	平均年齢	平均賃金	組合数	平均要求額	平均要求月数	組合数	平均妥結額	平均妥結月数	
調 査 計 (R3.11.20 現在)	歳 40.2	円 258,304	組合 111	円 606,536	か月 2.34	組合 111	円 518,332	か月 2.01	
企業規模別 状 況	300人未満	40.7	241,711	55	537,745	2.22	55	429,134	1.78
	300～999人	39.3	270,089	33	661,626	2.45	33	595,702	2.21
	1,000人以上	40.1	281,073	23	691,996	2.46	23	620,621	2.21
前年同期 (R2.11.20)	歳 39.8	円 256,770	組合 109	円 595,031	か月 2.31	組合 99	円 505,662	か月 1.96	

- (注) 1 要求・妥結状況は、単純平均によるものです。  
2 平均妥結月数は、妥結組合の平均賃金に対するものです。

## 必ずチェック 最低賃金！ 使用者も労働者も

長野県内の事業所で働くすべての労働者に適用される最低賃金が**令和3年10月1日から時間額877円に改定されました**。なお、下記の産業で働く労働者にはそれぞれの「特定（産業別）最低賃金」が適用されます。（それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意ください。）

特定（産業別）最低賃金	時間額 (改定前)	効力発生日
計量器・測定器・分析機器・試験機・医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	914円 (894円)	令和3年12月29日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	927円 (905円)	令和3年12月16日
各種商品小売業	879円 (857円)	令和3年12月31日（予定）
印刷、製版業	877円 (850円)	令和3年10月1日

(注) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は、最低賃金の対象とはなりません。

詳細は長野労働局ホームページをご覧ください。

URL:[https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/saiteitingin\\_kanairoudou/hourei\\_seido/naganoken\\_saiteitingin/saitin\\_kaisetsu.html](https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/saiteitingin_kanairoudou/hourei_seido/naganoken_saiteitingin/saitin_kaisetsu.html)

【お問い合わせ先】

長野労働局労働基準部賃金室 電話 026-223-0555  
又は最寄りの労働基準監督署まで

長野県外国人材受入企業サポートセンター主催



# 「外国人材活用セミナー」

を開催します!!



日本行政書士会連合会  
公式キャラクター ユキマサくん

「外国人材の受入れに関心はあるけれど、よくわからない」  
「コロナ禍でとにかく人手不足！外国人材採用にルールはあるの？」  
「外国人留学生が面接に来たけど、このまま採用していいのだろうか」  
このように考えたこと、ありませんか？

外国人材活用セミナーでは、在留管理制度や雇用のルールに関する情報提供を行い、県内企業・団体の皆様の外国人材の円滑な受入れをサポートします。

講師は専門的知識を持った行政書士・社会保険労務士が務めます。

## 第6回

### 【特定技能制度について】

新たな外国人の受入れ及び共生に関する取組みとして創設された、在留資格「特定技能」についてわかりやすく説明するとともに、事例を交えながら手続の流れを解説します。

日時 令和4年1月12日（水）  
午後1時00分～4時30分  
会場 上田合同庁舎 南棟2階会議室  
上田市材木町1丁目2-6  
対象 長野県内の企業・団体  
定員 20企業・団体（先着順）  
定員になり次第、締め切ります。

参加無料

お申し込みは  
↓こちら↓



※感染症対策のため、参加は各企業・団体1名まで、当日はマスクの着用をお願いします。

長野県外国人材受入企業サポートセンターは、長野県行政書士会が長野県の委託を受けて、県内企業・団体の皆さまからの外国人材受入れに関するご相談に対応するために設置・運営するものです。

ウェブ会議形式での参加も可能です。希望される場合は申込の際にお伝えください。後日、参加方法についてご連絡いたします。

(Webexの利用を予定しています。)

## 「ながの子育て応援企業同盟」が令和3年11月19日に発足しました

長野県将来世代応援県民会議（以下「県民会議」という。）の呼び掛けにより、仕事と子育ての両立ができる社会の実現と子育てに温かな社会への気運醸成を図ることを目的に、行政と企業の連携の下、ゆるやかなつながりを持った団体「ながの子育て応援企業同盟」が11月19日に発足しました。なお、この同盟の取組にご賛同いただける企業等の参加申込を引き続き受け付けております。

### ◆ 同盟の主な取組

以下の取組のほか、参加企業等のご意向をお聞きしながら、その他の取組を検討していきます。

#### ▶ 企業PR

仕事と子育ての両立ができる社会の実現と子育てに温かな社会気運の醸成を目的とした参加企業等からのメッセージを県ホームページ等で発信

#### ▶ 人材確保

県民会議が主催するUII ターン希望者等を対象とした企業説明会への参加

#### ▶ 社員研修

県民会議が主催する各種ワークショップ等への参加

#### ▶ 気運醸成

「子育て川柳」コンテスト等、社会気運醸成、各種啓発事業の実施

### ◆ 同盟への参加申込方法

県HPから「参加申込書」をダウンロードいただき、県民会議事務局（県次世代サポート課）宛にメールによりご提出ください。

県HP：<https://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/20211005.html>

提出先：[shoushika@pref.nagano.lg.jp](mailto:shoushika@pref.nagano.lg.jp)

※加盟要件等も県HPに掲載していますのであわせてご確認ください。



## 「個別労働紛争あっせん制度」周知月間の活動を行いました！

長野県労働委員会では「個別労働紛争あっせん制度」により労働者個人と事業主とのトラブルの解決をお手伝いしています。県では毎年10月を本制度の周知月間とし、各種啓発活動を行っています。今年も様々なPR活動を実施しました。

### ○主な実施内容

- ①長野駅前での街頭啓発活動  
（啓発物品としてポケットティッシュを配布）
- ②県内の4合同庁舎に周知・啓発コーナーを設置
- ③労政事務所の労働講座におけるあっせん制度の周知・PR
- ④ラジオ番組への出演
- ⑤広報誌等へのPR記事の掲載

### ○個別労働紛争あっせん制度とは

労働者個人と事業主との間に生じた労働条件等のトラブルについて、当事者からの申請に基づき労働問題に関し豊富な知識を有するあっせん員が、双方の話をお聞きし、歩み寄りによる円満な解決をお手伝いする制度です。

まずは、県下4か所の労政事務所、もしくは労働委員会事務局にご相談ください。



会長による街頭啓発の様子（長野駅前）



掲示したポスター



相談・あっせんの秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

### ○お問い合わせ先

長野県労働委員会事務局（長野県庁8階）

Tel 026-235-7468 E-mail [roi@pref.nagano.lg.jp](mailto:roi@pref.nagano.lg.jp)

ホームページ <http://www.pref.nagano.lg.jp/roi/kensei/soshiki/soshiki/kencho/roi/index.html>

